

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入する方と国民健康保険制度に加入する65～74歳の世帯主の方の保険料（税）は、原則、4月15日に支払われる年金から2ヶ月分の保険料（税）をお支払いいただくこととなります。

4月から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）及び国民健康保険制度では、被保険者の皆様に、個別に金融機関等の窓口でお支払いいただくなどの手間をおかけしないようにするなどの観点から、保険料（税）を年金からお支払いいただく仕組みを設け、今月から実施することとなりました。

年金からお支払いいただく対象となるのは、次の両方の要件を満たす方です。

＜長寿医療制度に加入する方＞

- ① 年金額が年額18万円以上（月額1万5千円以上）
- ② 介護保険料と長寿医療（後期高齢者医療）保険料(税)を合わせた額が年金額の2分の1を超えない方

＜国民健康保険に加入されている65～74歳の世帯主の方＞

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の要件の①及び②のほか、世帯内の国民健康保険の被保険者が、世帯主の方も含めて、65歳から74歳までだけの世帯が対象となります。

年金から、4、6、8月の各月にお支払いいただく保険料（税）額は、具体的には以下のように決定されます。

＜長寿医療制度（後期高齢者医療制度）＞

平成18年の所得に基づく平成20年度の保険料見込額の2ヶ月分の額。

＜国民健康保険制度＞

平成19年度の保険料(税)額の2ヶ月分の額。

年金からお支払いいただく保険料(税)額に関するお問い合わせは、  
〇〇課まで(電話 ▲▲▲-□□□□)

(注)長寿医療制度(後期高齢者医療制度)と国民健康保険制度で導入時期が異なる場合は、適宜加工してご対応ください。